

令和8年5月8日

関係者各位

横浜税関

## 令和8年「春期取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「春期取締強化期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。期間中、税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶及び取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

### 記

春期取締強化期間：令和8年5月12日（火）～令和8年5月26日（火）

以下の事例等がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・乗組員から特段の説明なく、東京方面の施設所在地に関する問い合わせを受けた。
- ・乗組員が埠頭内で第三者と荷物の受け渡しをしていた。
- ・乗組員が転船以外の目的で、スーツケースなどを運搬し本船を乗下船していた。
- ・インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。等

フリーダイヤル シロイクロイ

○密輸ダイヤル（24時間受付） 0120-461-961

○メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



メールアドレス

○税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供

令和8年  
春期取締強化!




実施期間


5月12日(火)～5月26日(火)

通報・情報提供のお願い

- ▶ コンテナに不自然な補修跡がある
- ▶ 品名と合致しない梱包状態の貨物がある
- ▶ 配送先がホテル客室、空き家等である

税関HP   
「密輸に関する  
情報提供」



税関密輸  
ダイヤル 

0120 - 461 - 961  
シロイ クロイ  
※24時間受付※

メール 

yokohama-mitsuyu  
110@customs.go.jp

